

小倉北区役所庁舎 エレベーター広告等設置事業仕様書

小倉北区役所へのエレベーター広告等事業者を次のとおり募集します。

掲出場所等について

施設名称	小倉北区役所庁舎（北九州市小倉北区大手町1番1号）
設置場所 （募集物件）	①小倉北区役所東棟1Fエレベーターホール エレベーター外扉（3基） ②小倉北区役所東棟総合案内カウンター ③小倉北区役所東棟市金庫カウンター ※設置位置について、詳しくは設置図をご覧ください。
掲出期間	令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）
広告規格	①小倉北区役所東棟1Fエレベーターホール エレベーター外扉（3基） ・高 2,100mm×横 900 mm （広告規格） ・フィルムラッピング ・高 2,100mm×横 900mm 以内 ②小倉北区役所東棟総合案内カウンター （案内サイズ） ・縦 600 mm×横 2,100 mm （広告規格） ・フィルムラッピング ・縦 200 mm×横 2,100 mm 以内 ③小倉北区役所東棟市金庫カウンター （広告規格） ・フィルムラッピング ・縦 800 mm×横 3,000 mm 以内
広告掲出にかかる仕様	①の掲出について フィルムは以下のとおりとします。 （1）剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け基材に跡が残留しないもの （2）扉の開閉時において巻き込み等が発生しないように接着すること （3）環境に配慮した素材を採用すること （4）フィルムの製作、設置、差替え、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とする ②の掲出について ・フィルムは以下のとおりとします。

広告掲出にかかる仕様	<p>(1) 「総合案内」の表示を入れること</p> <p>(2) 剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け基材に跡が残留しないもの</p> <p>(3) 環境に配慮した素材を採用すること</p> <p>(4) フィルムの製作、設置、差替え、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は事業者の負担とする</p> <p>③の掲出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルムは以下のとおりとします。 (1) 剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け基材に跡が残留しないもの (2) 環境に配慮した素材を採用すること (3) フィルムの製作、設置、差替え、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は事業者の負担とする
来庁者数	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎東棟：地上8階、地下2階 ・庁舎西棟：地上7階、地下2階 ・職員数：約1,600人 来庁者数：約900人/1日（概数）
設置場所の特徴・セールスポイント	人の往来が多い小倉北区役所庁舎のエレベーターホールや各カウンター等に広告が掲出されるため、来庁者および職員の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。
応募および設置に係る留意事項	<p>【応募時における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募は募集物件ごとに申込が可能です。 ・募集物件ごとに価格等提案書を提出してください。 ・募集物件ごとの最高提案価格によって事業者を選定します。 <p>【設置時における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容（デザイン）については、製作前に、小倉北区役所総務企画課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 ・設置期間中であっても、故障、取替え等やむを得ない理由により、設置を一時中止することがあります
募集形態	価格競争制
広告掲載が好ましくない業種・内容	※「北九州市広告事業掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に準じます。
設置期日	令和3年4月1日（木）

※広告制作費、設置費、現状回復費など広告掲載に係る全て費用は設置事業者の負担となります。

○申込みについて

申込対象	法人（広告代理店）のみ
申込方法	別途「小倉北区役所庁舎エレベーター広告等設置事業募集要項」に記載。
申込締切	令和3年1月15日（金） 17時15分まで（持参してください）

申込み先 募集要項等 配布場所	小倉北区役所総務企画課（東棟3階） 担当：田中、森本 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1 TEL：093-582-3301 FAX：093-561-5496
-----------------------	---